

「道路交通法におけるランナーの扱いについての提言」 1

私は2010年に年老いた両親の面倒を見るために故郷の茂原市に戻りました。翌年から地元緑ヶ丘の自治会活動に関わり、2014年地域の活性化を目指し「緑ヶ丘リレーマラソン」を立ち上げました。

今回ご相談する案件は「道路交通法におけるランナーの扱いについて」です。昨年の緑ヶ丘自治会だより10月号に「ランナーは歩道を走りましょう！」という記事が掲載されました。

私は早速自治会長に、2010年に転居してきて以来ずっと歩道をランニングしていたが2012年の自治会だよりに「ランナーは並んで走ると通行妨害になるので1列で車道の左端を走りましょう！」という記事を見て緑ヶ丘は何て素晴らしい自治会なのだと感動しそれからは車道の左端を走行していました。ランナーのスピードはジョギングで時速6km、普通のランナーで時速10km、早い人だと時速20kmと歩行者より自転車のスピードに近いので歩道を走ることの方が、立ち話している人や、のんびり散歩している人などに危険を及ぼすので緑ヶ丘だけでもランナーにとって走りやすい環境に出来ないだろうか？と相談しました。

自治会に寄せられた苦情は「道路交通法で歩行者は歩道を通行することになっているのだから車道を走るな！」というもので、茂原警察署二宮派出所の高安巡査に確認したところ「ランナーは歩行者に準ずる、という扱いですので車道を走るのは違法となります」という事なので現状では歩道を走るしかありません。という回答がありました。

歩道を走るとは大変危険です。緑ヶ丘の歩道は広いところで幅1.8m、狭いところで（バス乗降場）で0.5m、平均1.2mです。歩行者同士はすれ違うことはできますが、ランナーが見えるときみなさん早めに車道に降りて通過を待ってくださいます。これでは本末転倒です。しかし現行の法律では歩道しか走れません。

1970年代国民のスポーツ振興を掲げ、1989年以降日本中の都市が政府主導で「続々と「スポーツ健康都市宣言」をしました。今般スポーツ庁の指導で「学校部活動の地域連携、地域移行」が5年計画で進められているというのに、現行の道路交通法で道路を走るランナーに対する保護が全く記されていない事は信じがたい現状です。

877万人いるという市民ランナーが安心してトレーニングできる環境を確保せずして、スポーツ振興、部活動の地域移行は成し得ません。歩道の有る道路（歩行者のみと自転車通行可の2種類）歩道のない道路を走るランナーを「自転車に準ずる」という一文を法律に加えるだけでも大きな進歩だと思います。

「道路交通法におけるランナーの扱いについての提言」 2

スポーツ振興を掲げる政治家がこのことに気づかず50年間も放置していたことに驚愕すら覚えます。

この問題に気づいた時に、スポーツ庁の室伏長官に直訴しようかとも考えましたがまずは地元茂原市議会の議員の皆様にご相談するのが一番だという結論に達しました。

ランナーが心置きなく走ることのできる環境とランナーを守る茂原市独自の条例を全国に先駆けて作ることができれば、スポーツ振興推進都市として茂原市をアピールできる良い機会かと思います。

最終的に道路交通方を改正できるところまで運動が発展すること祈るばかりです。

2024年1月22日

茂原市市議会事務局御中

緑ヶ丘リレーマラソン実行委員会 委員長 野口 雅一
297-0065 茂原市緑ヶ丘2-22-4
メールアドレス midorigaoka42195@icloud.com
携帯電話 090-3006-7708